

平成 2 9 年 5 月 2 9 日提出

教育委員会臨時会議議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会臨時会議日程

開 会 平成29年5月29日(月) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 吉田 一雄 委員

3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 長谷部 理絵 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 19 号	木更津市社会教育委員の委嘱について	2
議 案 第 20 号	木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について	4
議 案 第 21 号	木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について	5

5 報 告 事 項

(1) 報告第4号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案(平成29年度教育費6月補正予算案)について P8

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第19号

木更津市社会教育委員の委嘱について

次のとおり木更津市社会教育委員の委嘱をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

平成29年5月29日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

氏名	住所	任期
ツルオカ トシユキ 鶴岡 俊之	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	平成29年6月1日 ～平成31年3月31日

提案理由

欠員の生じている木更津市社会教育委員について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例（昭和25年木更津市条例第25号）第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。

木更津市社会教育委員名簿

* 委員構成は木更津市社会教育委員に関する条例第3条による。

【候補者】

任期 平成29年6月1日～平成31年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	社会教育の関係者	木更津市立公民館運営審議会	ツルオカ 鶴岡 俊之	男	■歳	新規

【在任者】

任期 平成29年5月1日～平成31年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	学校教育の関係者	木更津市小中学校長会	サウ 佐藤 千明	男	■歳	1年1ヶ月
2	社会教育の関係者	木更津市子ども会育成連絡協議会	ハヤシ 榛澤 敦子	女	■歳	22年1ヶ月

【在任者】

任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	学校教育の関係者	(学)君津学園木更津総合高校	ハシムラ 鉢村 美幸	女	■歳	2ヶ月
2		(学)君津学園清和大学短期大学部	ヒラタ 平田 和世	女	■歳	5年2ヶ月
3	社会教育の関係者	木更津市青少年補導員連絡協議会	アノウ 安藤 順子	女	■歳	2年2ヶ月
4		木更津市青少年相談員連絡協議会	イタガキ 板垣 勲	男	■歳	1年1ヶ月
5		木更津市PTA連絡協議会	シライシ 白石 和義	男	■歳	2ヶ月
6		木更津市文化協会	ナカムラ 中村みどり	女	■歳	2年2ヶ月
7		木更津ユネスコ協会	キト 城戸 富貴	女	■歳	2年2ヶ月
8		家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者	保育グループ「こあらの会」会長	ヨシダ 吉田 裕子	女	■歳
9	放課後子ども教室コーディネーター		ハシムラ 橋本ミチ子	女	■歳	4年2ヶ月
10	元市PTA連絡協議会会長		ソガ 蘇我 芳章	男	■歳	20年2ヶ月
11	カルチャーセンター講師		リ 李 程英	女	■歳	16年2ヶ月
12	元青年学級運営委員長		ジビキ 地曳 昭裕	男	■歳	8年2ヶ月
13	元市PTA連絡協議会会長		ウチダシナイチロウ 内田慎一郎	男	■歳	6年2ヶ月
14	かずさFM代表取締役		イシムラヒ 石村比呂美	女	■歳	6年2ヶ月
15	元木更津市公民館のつどい実行委員会副実行委員長		クマモト 熊本 秀樹	男	■歳	1年11ヶ月

議案第20号

木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について

別紙のとおり木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

平成29年5月29日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

提案理由

木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

議案第 21 号

木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 29 年 5 月 29 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和 47 年木更津市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 子の項中「115,200 円」を「139,200 円」に、「217,000 円」
を「272,000 円」に改め、同表第 2 子の項中「290,000 円」を「308,000 円」
に、「211,000 円」を「223,000 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金から適用する。

提案理由

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 10 年 6 月 17 日文部大臣裁定）第 3 条第 3 項による
平成 29 年度に係る国庫補助限度額の通知に基づき、私立幼稚園就園奨励費補助金の額を改正し
ようとするものである。

新旧対照表

○木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する教育委員会規則

新						旧					
○木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 昭和47年12月20日 教育委員会規則第5号						○木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 昭和47年12月20日 教育委員会規則第5号					
別表第2（第3条第1項） 補助金額一覧表						別表第2（第3条第1項） 補助金額一覧表					
該当園児	A階層	B階層	C階層	D階層	階層外 (基準額を超えている世帯)	該当園児	A階層	B階層	C階層	D階層	階層外 (基準額を超えている世帯)
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等					ひとり親世帯等	ひとり親世帯等		
第1子	308,000円	272,000円	139,200円	62,200円	—	第1子	308,000円	272,000円	115,200円	62,200円	—
		308,000円	272,000円					217,000円			
第2子	308,000円	308,000円	223,000円	185,000円	154,000円	第2子	308,000円	290,000円	211,000円	185,000円	154,000円
		308,000円	308,000円					308,000円	308,000円		
第3子以降	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	第3子以降	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
注						注					
1 該当園児欄の第○子は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める者の範囲で判断する。						1 該当園児欄の第○子は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める者の範囲で判断する。					
(1) A階層からC階層まで 保護者と生計を一にする者（保護者が現に監護する未成年者及び未成年者であつたときに保護者が監護していた者並びに保護者又はその配偶者の直系卑属）						(1) A階層からC階層まで 保護者と生計を一にする者（保護者が現に監護する未成年者及び未成年者であつたときに保護者が監護していた者並びに保護者又はその配偶者の直系卑属）					
(2) D階層及び階層外 保護者と生計を一にする幼稚園児の兄姉及び小学校1年生から小学校3年生までの兄姉						(2) D階層及び階層外 保護者と生計を一にする幼稚園児の兄姉及び小学校1年生から小学校3年生までの兄姉					
2 次に掲げる就学前児童は、幼稚園児とみなし、第2子以降の対象とする。						2 次に掲げる就学前児童は、幼稚園児とみなし、第2子以降の対象とする。					
(1) 保育所、認定こども園又は特別支援学校の幼稚部に通い、在学し、又は在籍する就学前児童						(1) 保育所、認定こども園又は特別支援学校の幼稚部に通い、在学し、又は在籍する就学前児童					
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童心理治療施設に保護者の下から通う就学前児童						(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童心理治療施設に保護者の下から通う就学前児童					
(3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しく						(3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しく					

くは同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を受ける就学前児童

(4) 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童

3 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に該当園児を扶養している者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(5) 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅の者に限る。）

(8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

4 途中入園により、保育料等が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により算出した額とする。

上記の単価×（保育料支払い月数+3）÷15（100円未満四捨五入）

備考

1 注4の算式中「3」とは、入園料の全国平均が保育料の3月分に相当するため加えるものである。

2 注4の算式中「15」とは、保育料12月分+入園料（保育料の3月分）である。

は同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を受ける就学前児童

(4) 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童

3 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に該当園児を扶養している者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(5) 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅の者に限る。）

(8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

4 途中入園により、保育料等が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により算出した額とする。

上記の単価×（保育料支払い月数+3）÷15（100円未満四捨五入）

備考

1 注4の算式中「3」とは、入園料の全国平均が保育料の3月分に相当するため加えるものである。

2 注4の算式中「15」とは、保育料12月分+入園料（保育料の3月分）である。

報告第4号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年5月29日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

平成29年5月29日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

臨時代理第3号

市議会の議決を要する事件の議案（平成29年度教育費6月補正予算案）について

別紙のとおり

木教総第158号

平成29年5月22日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 高 澤 茂 夫

(公印省略)

平成29年6月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴
取について(回答)

平成29年5月19日付け木財第141号で意見を求められました標記の件につきまして、
意見はございません。

平成29年度 教育費 6月補正予算案

部等名： 教育委員会

歳 出

(単位：千円)

款 項 目	当初予算額	補正前 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A+B)
50 教育費	4,389,542	4,389,542	4,500	4,394,042
5 教育総務費	426,184	426,184	0	426,184
5 教育委員会費	17,338	17,338		17,338
10 事務局費	335,553	335,553		335,553
17 まなび支援センター費	73,293	73,293		73,293
10 小学校費	1,177,640	1,177,640	0	1,177,640
5 学校管理費	613,937	613,937		613,937
10 教育振興費	117,468	117,468		117,468
15 学校建設費	446,235	446,235		446,235
15 中学校費	380,338	380,338	1,000	381,338
5 学校管理費	290,031	290,031	1,000	291,031
10 教育振興費	90,307	90,307		90,307
20 幼稚園費	244,196	244,196	0	244,196
5 教育振興費	244,196	244,196		244,196
25 社会教育費	798,209	798,209	0	798,209
5 社会教育総務費	179,819	179,819		179,819
10 青少年育成費	11,935	11,935		11,935
15 公民館費	382,128	382,128		382,128
20 図書館費	124,614	124,614		124,614
25 少年自然の家費	13,347	13,347		13,347
27 博物館費	80,126	80,126		80,126
30 生涯学習まちづくり推進事業費	6,240	6,240		6,240
30 保健体育費	1,362,975	1,362,975	3,500	1,366,475
20 学校給食費	1,362,975	1,362,975	3,500	1,366,475



木財第141号

平成29年5月19日

木更津市教育委員会教育長 様

木更津市長 渡辺芳邦

(公印省略)

平成29年6月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算
議案の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31
年法律第162号）第29条の規定により、別添のとおり予算に関する説明
書案を送付いたします。



3. 歳出

(単位 : 千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
50 教育費	4,389,542	4,500	4,394,042				4,500			
15 中学校費	380,338	1,000	381,338				1,000			
5 学校管理費	290,031	1,000	291,031				1,000	18 備品購入費	1,000	1. 学校維持管理運営費 (1) 中学校管理用備品購入費
30 保健体育費	1,362,975	3,500	1,366,475				3,500			
20 学校給食費	1,362,975	3,500	1,366,475				3,500	15 工事請負費	3,500	1. 給食施設費 (1) 給食センター整備事業費

別冊

木更津市人口急増地区における 通学区域の見直しに関する基本方針

平成29年5月
木更津市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 小学校の通学区域について	2
(1) 通学区域見直しの考え方	2
(2) 新たな通学区域について	3
・ 真舟小学校	
・ 請西小学校	
3. 中学校の通学区域について	4
(1) 通学区域見直しの考え方	4
(2) 新たな通学区域について	5
・ 木更津第二中学校	
・ 太田中学校	
・ 清川中学校	
・ 木更津第三中学校	
4. 新たな通学区域の施行にあたり配慮する事項	7
(1) 安全対策の徹底について	7
(2) 通学区域外就学の柔軟な対応について	7
(3) 教育環境の充実について	7

参考資料

- ・ 真舟小学校と請西小学校の通学区域
- ・ 木更津第二中学校と太田中学校の通学区域
- ・ 清川中学校と木更津第三中学校の通学区域

1. はじめに

教育委員会が、平成23年10月に策定し、平成28年11月に変更した「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」では、適正規模・適正配置に向けた取り組みとして、木更津市人口急増地区にある真舟小学校、木更津第二中学校、清川中学校について、隣接する学校との通学区域の見直しを行うことが緊急の課題となっておりました。

これを受け、真舟小学校及び請西小学校、木更津第二中学校及び太田中学校、更に清川中学校及び木更津第三中学校の通学区域を見直すため、教育委員会は、平成28年11月に学識経験者、保護者、地域住民などの代表で構成される「木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会」に「木更津市人口急増地区における通学区域について」の諮問を行いました。

審議会では、関係各校を取り巻く住宅、道路環境など諸問題を考慮し、現地調査などを行いながら通学区域の見直しについて慎重に検討し、その結果の取りまとめがなされ、平成29年2月に教育委員会に答申が提出されました。

教育委員会では、答申の内容を尊重して通学区域を決定するとともに、児童・生徒のより良い学習環境の整備・充実を図るべく基本方針を策定しました。

平成29年5月

木更津市教育委員会

2. 小学校の通学区域について

(1) 通学区域見直しの考え方

「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、小学校の適正規模は、12学級から18学級と定めています。しかしながら、今回の通学区域の見直しの対象とした真舟小学校の規模は、平成28年5月1日現在で、学級数 24学級、児童数 793人 となっています。

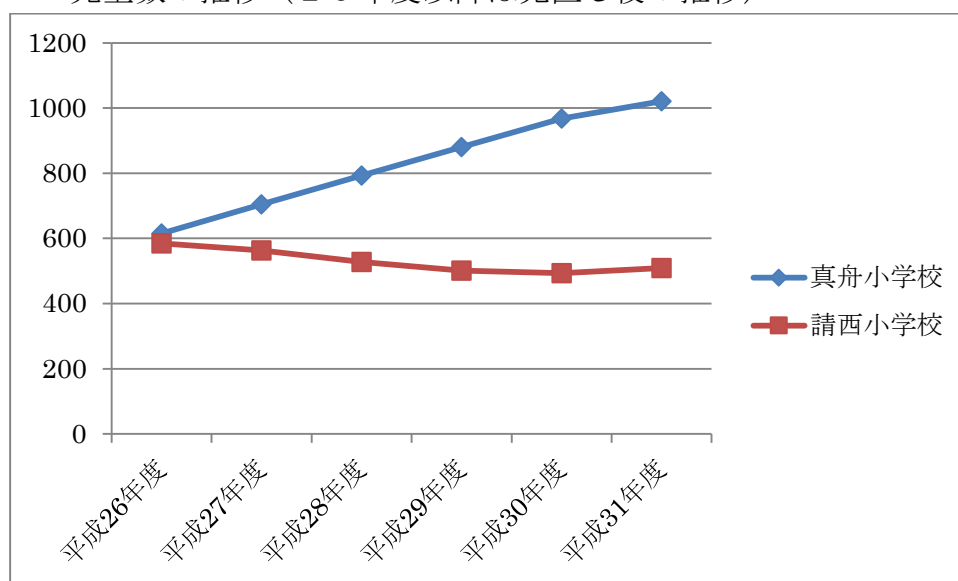
児童数の推移をみると、平成26年度に真舟小学校が開校した当初は平均化していた児童数が請西小学校は減少傾向に、また真舟小学校は、この2年間で突出して大規模化しており、平成34年度には1300人を超える児童数及び最低13教室の不足が見込まれております。

真舟小学校区は、平成26年4月の開校時に通学区域を設定した経緯があり、現真舟小学校区の保護者住民の理解を得るためには、校舎増設も視野に入れた、通学区域の見直しの必要があると判断しました。

平成28年5月1日現在の学級数及び児童数

学校名	学級数(特別支援学級を除く)	児童数(特別支援学級児童を含む)
真舟小学校	24学級	793人
請西小学校	17学級	528人

児童数の推移(29年度以降は見直し後の推移)



(2) 新たな通学区域について

今回の通学区域の見直し対象とした、真舟小学校は平成26年4月に開校するにあたり、通学区域の見直しを行った区域であり、再度の見直しは保護者の理解が得にくいと判断したため、今後、使用収益が開始される請西千束台特定土地区画整理区域を請西小学校に編入します。

ただし、学区変更後においても真舟小学校に教室不足が見込まれるため、鉄骨造校舎を増設することとします。

- ① 実施時期 平成29年7月
- ② 実施学年 全学年
- ③ 新通学区域

学校名	通学区域	平成30年4月 予測児童数及び学級数 (平成28年5月1日現在の 住民基本台帳による)
真舟小学校	真舟1丁目～5丁目 請西南1丁目～5丁目 請西東6丁目～8丁目 請西（請西小学校の通学区域を除く）	968人・30学級
請西小学校	請西1丁目～4丁目 請西東1丁目～5丁目 請西（ 請西千束台特定土地区画整理区域（旧真舟小学区） 及び同区画整理区域の東側については、都市計画道路草敷潮見線の北側）	493人・14学級

3. 中学校の通学区域について

(1) 通学区域見直しの考え方

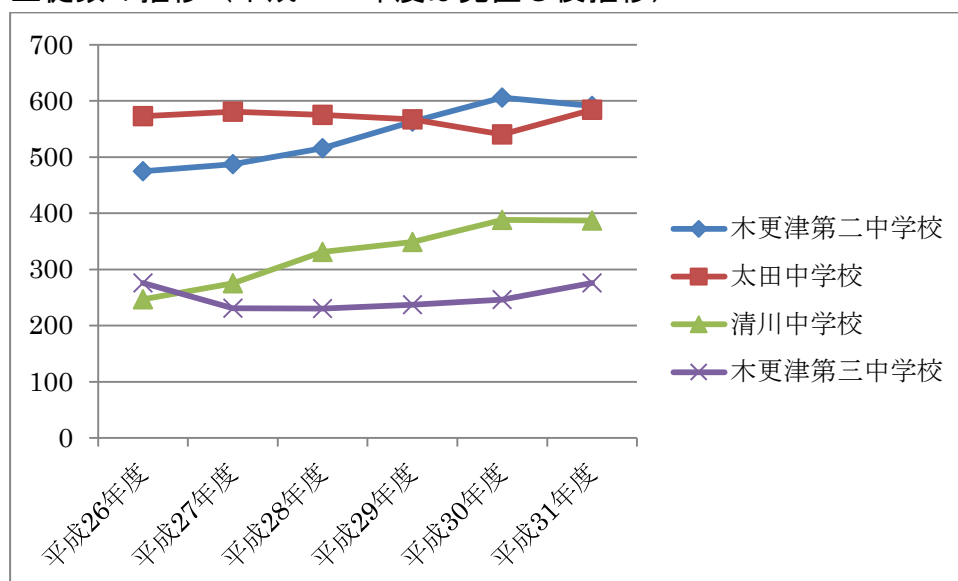
中学校の通学区域の見直しにあたっては、「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、人口急増地域における隣接校との通学区域の見直しを検討するとして、木更津第二中学校と太田中学校、清川中学校と木更津第三中学校の通学区域を検討しました。中学校の適正規模は、9学級から18学級と定めています。

平成28年5月1日現在では、木更津第二中学校、太田中学校、清川中学校、木更津第三中学校とも適正規模となっておりますが、今後の生徒数の推移を見ますと、木更津第二中学校については平成32年度以降、清川中学校については平成31年度以降に教室数の不足が見込まれます。

平成28年5月1日現在の学級数及び生徒数

学校名	学級数(特別支援学級を除く)	生徒数(特別支援学級生徒を含む)
木更津第二中学校	15学級	516人
太田中学校	18学級	575人
清川中学校	10学級	331人
木更津第三中学校	8学級	230人

生徒数の推移(平成31年度は見直し後推移)



(2) 新たな通学区域について

木更津第二中学校については、平成32年度以降教室数の不足が見込まれるため、請西東6丁目～8丁目及び請西南2丁目～4丁目を太田中学校へ編入します。学区変更後において太田中学校に教室不足が見込まれる場合は、鉄骨造校舎を増設することとします。

また、清川中学校については、平成31年度以降に教室数の不足が見込まれるため、清見台東3丁目、菅生（市立東清小学校通学区域を除く。）、清川1・2丁目を木更津第三中学校へ編入します。

これにより、祇園小学校の児童全員が木更津第三中学校に通学することとなります。

なお、実施時期については、平成31年4月から、新第1学年より順次行います。

- ① 実施時期 平成31年4月
- ② 実施学年 第1学年より順次
- ③ 新通学区域

学校名	通学区域	平成31年4月 予測生徒数及び学級数 (平成28年5月1日現在の 住民基本台帳による)
木更津第二中学校	真舟1丁目～5丁目 請西南1丁目、5丁目 請西（請西千束台特定土地区画整理区域を含む市道120号線より西側の区域） 請西1丁目、2丁目 新田1丁目～3丁目 文京1丁目～6丁目 貝淵1丁目～4丁目 潮見1丁目～7丁目 幸町1丁目～3丁目 桜町1丁目、2丁目 桜井 桜井新町1丁目～5丁目	591人・17学級

	潮浜 1 丁目～ 3 丁目 木材港 新港	
太田中学校	東太田 1 丁目～ 4 丁目 太田 1 丁目 8 番～ 1 5 番 太田 2 丁目～ 4 丁目 清見台 2 丁目、 3 丁目 清見台南 1 丁目～ 5 丁目 請西 3 丁目、 4 丁目 請西東 1 丁目～ 5 丁目 請西東 6 丁目～ 8 丁目（旧木二中学区） 請西南 2 丁目～ 4 丁目（旧木二中学区） 請西（木更津第二中学校の通学区域を除く）	5 8 4 人・ 1 7 学級
清川中学校	菅生 椿 笹子 日の出町 犬成 ほたる野 1 丁目～ 4 丁目 中尾 伊豆島	3 8 7 人・ 1 2 学級
木更津第三中学校	太田 1 丁目 1 番～ 7 番 永井作 永井作 1 丁目～ 2 丁目 牛袋 1 0 0 番地台 長須賀（県道木更津袖ヶ浦線東側の区域） 清見台 1 丁目 清見台東 1 丁目～ 2 丁目 清見台東 3 丁目（旧清川中学区） 祇園 祇園 1 丁目～ 4 丁目 菅生（市立東清小学校通学区域を	2 7 6 人・ 9 学級

	除く。） 清川1丁目～2丁目（旧清川中学区）	
--	---------------------------	--

4. 新たな通学区域の施行にあたり配慮する事項

（1）安全対策の徹底について

通学区域の変更は、児童・生徒にとっては、通学路が変わるなど新たな環境での通学がストレスとなったり、また、保護者にとっても不安材料になる可能性があります。

新たな通学区域の施行にあたり、児童・生徒の安全を確保するため地域と連携し、交通安全・防犯等に最大限の対策を講じるよう配慮いたします。

（2）通学区域外就学の柔軟な対応について

教育委員会では、「木更津市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱」により通学区域外就学の手続きに関し必要な事項を定めております。

新たな通学区域が施行されても、兄弟姉妹が旧通学区域の学校に在籍している場合などは、通学区域の施行に関しての取扱いを定めただうえで、通学区域外就学の柔軟な対応について最大限に配慮いたします。

（3）教育環境の充実について

今回、通学区域の見直しを検討した区域は、これからも住宅の建設が進み、更なる人口増加が予測されるところであります。

児童・生徒や保護者にとって、通学区域が変わることによる影響は大きなものがあります。その不安を軽減していくために、児童・生徒の良い学習環境づくりに最優先に配慮し対応いたします。